

問 合 せ 先	教育委員会 学事課 学事係
	504-2469 (直通)

教科書・教材・学用品費等の給与

1 教科書・教材の給与

(1) 支援策の内容

被災地域から広島市立小学校・中学校に児童・生徒が転入学した場合に、令和5年度用教科書を無償給与します。

(2) 対象者

転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損等している児童・生徒

(3) 手続きの方法

転入学の手続きの際、転入学先の小・中学校等に御相談ください。

2 学用品費等（学用品費や学校給食費の支給等）の給与

(1) 支援策の内容

被災のため生活基盤が崩れ、経済的な理由により就学が困難な状況となっている児童・生徒の保護者の方に学用品費、給食費等を援助します。

(2) 対象者

被災により転入学した小学校・中学校の児童・生徒の保護者のうち、援助の必要があると認められる方

(3) 手続きの方法

児童・生徒の転入学先の学校に、「令和5年度就学援助費申請書」を提出してください。

提出時には、り災証明書（取得されていない場合は、被災状況を聴き取りさせていただきますので御了承ください。）と振込先口座が確認できるもの（ない場合は、事前に学事課に御相談ください。）を御提示ください。